

浜松市ふれあいセンターにおける地域活動団体の認定に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ふれあいセンター条例（平成24年浜松市条例第75号。以下「条例」という。）に基づく地域活動団体の認定に関し必要な事項を定め、申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市ふれあいセンター条例施行規則（平成24年浜松市規則第103号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

第2章 地域活動団体の認定申請及び認定

(認定要件)

第3条 地域活動団体の認定は、次の各号に掲げる要件を満たしている団体について行うものとする。

- (1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で、営利を目的とせず地域
のコミュニティ活動を通じた地域づくりに貢献している団体又は社会教育法（昭和2
4年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であること。
- (2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。
（団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであ
ってはならない。）
- (3) 団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準
じる機関を有すること。
- (4) 会則又は規約を設け、その内容に次の事項が規定されていること。
 - ア 団体の名称
 - イ 団体の目的・活動・事業
 - ウ 団体の所在地（浜松市内であること。）
 - エ 構成員の資格要件及び加入方法（目的に賛同する者は誰でも加入できること。）
 - オ 役員名及びその任期並びに選出方法
 - カ 団体の意思決定機関（総会・役員会等）
 - キ 会計・会費・監査に関する事項
- (5) 10人以上の構成員を有する団体で、その構成員のうち10人以上が15歳以上の
社会人であること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 定期的、継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月1回以上、団体が活動拠
点とするふれあいセンター（以下「活動拠点センター」という。）で活動する団体を
いう。）であること。

(7) 団体の名称は、地域活動団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。

(8) 活動拠点センターの諸事業に協力的であること。

(認定申請及び認定)

第4条 規則第5条に規定する申請をする団体（以下「申請団体」という。）は、当該団体が活動拠点とするふれあいセンター（以下「活動拠点センター」という。）に、地域活動団体認定申請書（様式第1号）に地域活動団体調書（様式第2号。以下「団体調書」という。）、団体の会則又は規約、収支予算書、事業計画書及び会員名簿を添えて、申請するものとする。

2 前項に規定する申請書の提出があったときは、第8条の審査基準に基づきこれを審査し、認定の可否について地域活動団体審査結果通知書（様式第3号）により申請団体に通知するとともに、地域活動団体として認定したときは、活動拠点センターに備える地域活動団体認定名簿（様式第4号。以下「認定名簿」という。）に登載する。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる団体（以下「指定団体」という。）は、条例別表第2の備考の1に規定する地域活動団体として認定する。この場合において、ふれあいセンターに備える認定名簿に登載された指定団体は、当該ふれあいセンターを活動拠点センターとするものとみなす。

(認定要件の適合確認)

第5条 前条第2項の規定による認定を受けた地域活動団体について、第3条各号に掲げる要件の適合確認が必要なときは、地域活動団体に対し、団体調書のほか必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(団体名等の変更)

第6条 団体調書により届け出た団体の名称、代表者、連絡先及び活動内容のいずれかに変更が生じた地域活動団体は、速やかに地域活動団体調書記載事項変更届（様式第5号）を活動拠点センターに提出するものとする。

(認定の取消し)

第7条 団体の解散その他の理由により、認定の取り消しを受けようとする地域活動団体は、地域活動団体認定取消申請書（様式第6号）により活動拠点センターに申請するものとする。

2 前項の申請又は第9条の規定により認定を取り消したときは、認定名簿から削除するとともに地域活動団体認定取消通知書（様式第7号）により速やかに通知するものとする。

第3章 審査基準及び処分基準

(認定に係る審査基準)

第8条 条例別表第2の備考の1の規定に基づく地域活動団体の認定は、第3条各号に掲げる認定要件を満たしている場合、これを行なわなければならない。

(地域活動団体の認定の取消しに係る処分基準)

第9条 規則第5条の申請により認定された地域活動団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる認定要件に適合しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請によって認定を受けたとき
- (3) 規則第9条各号に掲げる遵守事項を守らないとき

第4章 その他

(標準処理期間)

第10条 規則第5条の申請があった場合は、申請日から30日以内に処理を行う。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(浜松市立公民館管理要綱の廃止に伴う経過措置)
- 2 この要綱の施行前に廃止前の浜松市立公民館管理要綱第4条第2項及び第3項の規定により次の表の左欄に掲げる浜松市立公民館の認定を受けていた社会教育関係団体は、それぞれ同表の右欄に掲げるふれあいセンターの認定を受けた地域活動団体(条例別表第2の備考の1に規定する地域活動団体をいう。)とみなす。

浜松市立光明公民館	浜松市光明ふれあいセンター
浜松市立熊公民館	浜松市熊ふれあいセンター
浜松市立上阿多古公民館	浜松市上阿多古ふれあいセンター
浜松市立下阿多古公民館	浜松市下阿多古ふれあいセンター
浜松市立佐久間浦川公民館	浜松市浦川ふれあいセンター

(浜松市竜川ふれあいセンター管理要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行前に廃止前の浜松市竜川ふれあいセンター管理要綱第4条第2項及び第3項の規定により浜松市竜川ふれあいセンターの認定を受けていた社会教育関係団体は、浜松市竜川ふれあいセンターの認定を受けた地域活動団体(条例別表第2の備考の1に規定する地域活動団体をいう。)とみなす。

(浜松市くま熊愛館管理要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この要綱の施行前に廃止前の浜松市くま熊愛館管理要綱第4条第2項及び第3項の規定により浜松市くま熊愛館の認定を受けていた社会教育関係団体は、浜松市熊ふれあいセンターの認定を受けた地域活動団体(条例別表第2備考の1に規定する地域活動団体をいう。)とみなす。

(浜松市下阿多古きずな館管理要綱の廃止に伴う経過措置)

5 この要綱の施行前に廃止前の浜松市下阿多古きずな館管理要綱第4条第2項及び第3項の規定により浜松市下阿多古きずな館の認定を受けていた社会教育関係団体は、浜松市下阿多古ふれあいセンターの認定を受けた地域活動団体（条例別表第2の備考の1に規定する地域活動団体をいう。）とみなす。

（浜松市山香活動センター管理要綱の廃止に伴う経過措置）

6 この要綱の施行前に廃止前の浜松市山香活動センター管理要綱第4条第2項及び第3項の規定により浜松市山香活動センターの認定を受けていた社会教育関係団体は、浜松市山香ふれあいセンターの認定を受けた地域活動団体（条例別表第2の備考の1に規定する地域活動団体をいう。）とみなす。

（浜松市佐久間基幹集落センター管理要綱の廃止に伴う経過措置）

7 この要綱の施行前に廃止前の浜松市佐久間基幹集落センター管理要綱第4条第2項及び第3項の規定により浜松市佐久間基幹集落センターの認定を受けていた社会教育関係団体は、浜松市城西ふれあいセンターの認定を受けた地域活動団体（条例別表第2の備考の1に規定する地域活動団体をいう。）とみなす。

（経過措置）

8 平成27年1月31日に浜松文芸館条例別表第2の備考の1に規定する文芸団体及び浜松市教育文化会館条例別表の1の備考の1に規定する教育関係団体の認定を受けている者が第4条の認定を受ける場合は、第3条第6号の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	指 定 団 体		区 分
1	浜松市自治会連合会、区自治会連合会、 地区自治会連合会及び各町自治会		地域コミュニ ニティ団体
2	地区コミュニティ協議会		
3	市内の婦人会	類する団体を含む。	
4	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団 を含む。	社会教育関 係団体
5	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。	
6	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子 ども会を含む。	
7	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織 を含む。	
8	財団法人浜松市体育協会組織団体	財団法人浜松市体育協会 は含まない。	
	ア 種目別競技団体		
	イ 浜松市中学校体育連盟		
	ウ 浜松市小学校体育連合		
	エ 校区体育振興会		
オ 浜松市スポーツ少年団	オ 地区の種目別組織及び 保護者の活動も含む。		
カ 浜松市レクリエーション協会		カ 単位組織も準じる。	
9	浜松市中学校文化連盟及び浜松市小学 校文化連盟		
10	市内の保育園・幼稚園・小中学校及び 高等学校などのPTA	高等学校などにあっては 市内在住者からなる地区 会も準じる。	
11	ユネスコ協会		

12	総合型地域スポーツクラブ		
----	--------------	--	--

地域活動団体認定申請書

（あて先） 浜松市長

申請者 団体名称 _____

代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話（自 宅） _____ - _____

電話（勤務先） _____ - _____

浜松市ふれあいセンター条例施行規則第5条の規定に基づき、地域活動団体の認定を受けたいので、下記の事項に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

記

1 活動拠点とするふれあいセンター _____ ふれあいセンター

2 同意事項

- (1) 団体が活動拠点とするふれあいセンターの諸事業に協力的であること。
- (2) 認定後において、認定要件の適合確認のため、団体調書のほか必要な書類の提出を求められたときは、提出すること。
- (3) 団体の名称、代表者、連絡先及び活動内容のいずれかに変更が生じたときは、速やかに地域活動団体調書記載事項変更届を提出すること。
- (4) 団体の解散その他の理由により、認定の取り消しを受けようとするときは、地域活動団体認定取消申請書を提出すること。

3 添付書類

- (1) 地 域 活 動 団 体 調 書
- (2) 団 体 の 会 則 又 は 規 約
- (3) 収 支 予 算 書 及 び 事 業 計 画 書
- (4) 会 員 名 簿

会員名簿には、役職名、住所（番地は不要）、氏名及び年齢の記載があること。

ふれあいセンター使用欄	
地域活動団体 認定区分	1 社会教育関係団体 2 地域コミュニティ団体

地域活動団体調書

年 月 日現在

予約システム 利用者番号										
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ 団体名												
代表者	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒 -										
	TEL	- -			携帯	- -						
連絡先	フリガナ											
	氏名											
	住所	〒 -										
	TEL	- -			携帯	- -						
会員数	人（うち市内在住・在勤 人）											
活動内容												
主な 利用目的	1 知識・技術の向上 2 親睦 3 体力づくり 4 会議 5 その他（ ）											
設立年月日	年 月 日 設 立											
活動日												
会 費	1ヶ月 円 又は 年間 円（会員1人当たり）											
入会条件	有 ・ 無（有の場合は入会条件を記入）											
講師の 有 ・ 無	氏名											
	住所											
	TEL	- -										
その他 （流派等）												

地域活動団体審査結果通知書

(団体名) 様

浜松市長

年 月 日付けで申請のあった地域活動団体審査の結果について、下記のとおり通知します。

審査結果	可 ・ 否											
フリガナ												
団体名												
予約システム 利用者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>											
代 表 者	フリガナ											
	氏 名											
	住 所	〒 -										
	T E L	- -										
活動拠点とする ふれあいセンター	ふれあいセンター											
認定区分	1 社会教育関係団体 2 地域コミュニティ団体											
認 定 日	年 月 日											
理 由 (否の場合)												

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

地域活動団体調書記載事項変更届

（あて先）浜松市長

団体名称 _____
 代表者 住 所 _____
 氏 名 _____
 活動拠点とするふれあいセンター _____ ふれあいセンター _____

浜松市ふれあいセンターにおける地域活動団体の認定に関する要綱第6条の規定により、地域活動団体調書の記載事項について、下記のとおり変更します。

記

変更日		年 月 日	
変更事項		新（変更後）	旧（変更前）
フリガナ			
団 体 名			
代表者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	T E L	- -	- -
	携 帯	- -	- -
連絡先	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒 -	〒 -
	T E L	- -	- -
	携 帯	- -	- -
活動内容			

地域活動団体認定取消申請書

(あて先) 浜松市長

予約システム利用者番号

					-				
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

届出者 団体名称 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____ - _____

活動拠点とするふれあいセンター _____ ふれあいセンター _____

下記の理由により地域活動団体の認定を取り消されたく、浜松市ふれあいセンターにおける地域活動団体の認定に関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 理由 (下記(1)(2)のいずれかを記載)

(1) 解 散

解散した日 年 月 日

(2) その他 [_____]

地域活動団体認定取消通知書

(団体名) 様

浜松市長

浜松市ふれあいセンターにおける地域活動団体の認定に関する要綱第7条の規定により地域活動団体の認定を取り消しましたので、下記のとおり通知いたします。

活動拠点とする ふれあいセンター									
フリガナ									
団体名									
予約システム 利用者番号					-				
代 表 者	フリガナ								
	氏 名								
	住 所	〒 -							
認定取消 年 月 日	年 月 日								
取消理由									

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。